

玉縄青少年会館電気工作物保安管理仕様書

本業務の履行細目は別紙1「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」に基づくものとする。

第1条 委託場所及び自家用電気工作物の概要

- (1) 事業場の名称 玉縄青少年会館
- (2) 事業場の所在地 鎌倉市玉縄一丁目2番地1
- (3) 事業場の業種 青少年会館
- (4) 設備容量 150キロボルトアンペア
- (5) 最大電力 105キロワット
- (6) 受電電圧 6,600ボルト

第2条 点検の回数

月次点検	毎月 1回	年次点検 (清掃を含む)	年 1回
------	-------	--------------	------

別紙1 自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(委託業務の内容)

第1条 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書(以下「契約書」という。)に基づき受注者が自ら実施する保安管理業務の内容は、第3項を除き次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 竣工検査に関して、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認すること。
- (3) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的基準は、別紙「点検、測定及び試験の基準」のとおり。)を行い、経済産業省令で定める技術基準に不適合又は不適合の恐れがあると判断したときは、とるべき措置及びとらなかった場合に生じると考えられる結果について発注者に報告するとともに修理、改造を指示又は助言すること。
- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 電気事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者又はその従業員から受けた場合は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに必要に応じ臨時点検を行い事故の原因を究明し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (6) 電気事業法に規定する立入検査(以下「官庁検査」という。)に立ち会うこと。
- (7) その他保安規定に定められている事項。

2. 低圧電路の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」という。)が設置されている場合。

- (1) 受注者は絶縁監視装置から警報を受けた場合(注)、連絡責任者等に連絡し、指示、助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を行うなど、適切な処置を講ずること。
- (2) 第4条で定める連絡責任者等は、絶縁監視装置から警報が発生した場合、当該電気工作物の状態を確かめ受注者に連絡する。受注者は必要に応じ臨時点検を行うなど、適切な処置を講ずること。
- (3) 受注者は自動的に伝送されてきた警報及び(2)に基づく連絡責任者等からの内容について記録し、3年間保存すること。

3. 前各項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は受注者と協議の上、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼し、点検、測定及び試験の全部又は一部を行うものとする。また業務完了後、発注者はその結果を受注者に通知し、受注者は試験結果を確認するとともに、発注者に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物
 - (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士などの検査を要する建築設備
 - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

- (d) 機器の精度等の視点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器等
- (2) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物
- (a) 立入に危険を伴う場所
 - (b) 情報管理、衛生管理及び機密管理のため立入が制限される場所
 - (c) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
4. 使用機器及びそれに付随する配線機器等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うこと。

(発注者及び受注者の協力及び義務)

第2条 発注者は受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が指示、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2. 発注者は保安管理業務を行う者が受注者本人であるか面接等を行い確認するものとする。ただし緊急の場合はこの限りではない。
3. 受注者は事業場において保安管理業務を行う際は、発注者に対し、身分を示す証明書などを示すことにより、受注者であることを明らかにするものとする。ただし緊急の場合はこの限りでない。
4. 発注者は保安規程別表2による日常監視を行い設備の状態を確認する。受注者は月次点検時に問診を行い、報告を受けるものとする。
5. 受注者は保安管理業務を誠実にを行うものとする。

(相互の協議)

第3条 発注者は次に掲げる場合、受注者と協議するものとする。この場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 発注者が保安規定を変更する場。
- (2) 発注者が電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
- (3) 発注者が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合
- (4) 発注者が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合
- (5) 発注者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行う場合
- (6) その他保安上必要と認められる場合

(連絡責任者等)

第4条 発注者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する場合（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

2. 発注者は前項の連絡責任者に事故がある場合に、その業務を代行させるため代務者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

3. 発注者は前項に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知するものとする。
4. 発注者は必要に応じて連絡責任者またはその代務者を受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
5. 発注者は需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第 1 種電気工事士またはそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

(代行者)

第 5 条 受注者は病気その他やむを得ない事由により第 1 条の保安管理業務を行うことができない場合に対処するため、公益社団法人東京電気技術者協会の会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を行わせるものとする。

2. 前項の代行者については、別にこれを定める。

（契約の相手方の執務に関する説明書（6）による。）

(通知義務)

第 6 条 発注者は次に掲げる場合は速やかにこれを受注者に通知するものとする。

- (1) 所管官庁等が法令に基づいて検査を行う場合
 - (2) 設置者若しくは事業所の名称、連帯責任者または電気保安に関する組織を変更した場合
 - (3) 契約書第 1 条に掲げる事項を変更した場合
 - (4) 契約書第 1 条の自家用電気工作物の相続譲渡等が行われる場合
2. 発注者は電気事故、その他災害が発生した場合、または発生する恐れのある場合は、直ちに受注者に通報するものとする。

(事業所内の立ち入り等)

第 7 条 受注者は保安管理業務を行うため発注者の事業所内に立ち入ることができる。この場合、受注者は、発注者が従業員等に対して定める服務規律を尊重するものとする。

(機密の保持)

第 8 条 受注者は業務上知り得た発注者の機密を他にもらしてはならない。

(記録等の保存)

第 9 条 受注者は必要に応じ、発注者の記録の状況並びに書類及び図面の保存について、発注者に意見を述べることができる。

2. 受注者は点検等の終了時にその結果を発注者に報告し、発注者は受注者が実施した保安管理業務の結果の記録等確認し、発注者の事業所に保存するものとする。

(備品等の整備)

第10条 発注者は受注者と協議の上、発注者の負担において電気工作物の保安管理業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

(契約金額等)

第11条 第1条の保安管理業務に対する契約金額等は、発注者と受注者とが協議して定める。

2. 年次点検(清掃を含む)の作業時間帯は次のとおりとする。

- (1) 平常は 8:30～17:00
- (2) 早朝は 5:00～ 8:00
- (3) 夜間は17:00～22:00
- (4) 深夜は22:00～ 5:00

(賠償責任保険)

第12条 受注者はその業務の過失に基づく事故に対し、その賠償の責に任ずるため、倍償責任保険に加入する。

2. 受注者の発注者に対する損害賠償額は東京電気管理技術者共済会が加入している保険契約に基づき保険会社から給付された金額とする。

(損害賠償の免責)

第13条 受注者は、次のいずれかに該当する場合は損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は受注者が指示、助言又は指導した事項について、発注者がその実施を怠りこれによって損害を生じた場合
- (2) 発注者が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害が生じた場合
- (3) その他自然災害等受注者の責めによらない事由により損害を生じた場合

(契約の更改)

第14条 次に掲げる場合はこの契約を更改することができるものとする。

- (1) 発注者が契約書第1条の設備容量、受電電圧又は非常用予備発電装置・蓄電池設備を変更した場合
- (2) 契約書第2条の月次点検の回数を変更した場合
- (3) その他施設の規模又はその使用状態が著しく変動した場合
- (4) 低圧電路の絶縁状態を的確に監視する装置を設置又は撤去した場合
- (5) 経済情勢により諸物価が著しく変動した場合

(契約の解除)

第15条 次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 発注者又は受注者のいずれか一方が、第2条及び第6条に定める義務の履行を怠った場合

(2) 発注者が委託契約金額等の支払いを遅延した場合

2 前項のほか、発注者・受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1ヶ月前までにその旨文書により通知し、発注者・受注者双方合意の上、この契約を解除することを妨げない。

(契約の失効)

第16条 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

(1) 廃止された場合

(2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合

(3) 一般用電気工作物となった場合

(4) 受電気圧が7,000ボルトをこえた場合

(5) 発電所の出力が1,000キロワット以上となった場合

(6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合

(契約の期間)

第17条 契約の有効期間は、契約書に定めた期間とする。

(契約事項の解釈等)

第18条 契約事項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意を持って協議するものとする。

(注) 警報を受けた場合とは、警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受診した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受診した場合をいう。

1. 電気工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験は、原則として保安規程別表1「点検及び試験の基準」のとおりとする。

2. 臨時点検及び試験

(1)次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

ア 高圧機材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2)高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。

3. 電気管理技術者が実施する点検

(1)月次点検は設備が運転中の状態において点検を実施する。

(2)年次点検は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施する。

(3)臨時点検は電気事故その他異常の発生した時の点検と、異常が発生する恐れがあると判断したときに、必要の都度行う。

4. 工事期間中の点検頻度

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書第1条第1項に定める工事期間中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう毎週1回行うものとする。